

(補足)技術職員数(Z1)に係る改正(監理技術者補佐)について

令和2年10月1日の建設業法改正により新設された監理技術者補佐について、令和3年4月1日より経営事項審査においても加算対象となりました。(有資格区分コード:005、点数:4点として評価)

【対象者】

① 主任技術者要件となる資格を有し、一級技士補(※1)である者

一級技士補の資格を有するだけでは「監理技術者を補佐する資格を有する者」にはならないため、主任技術者要件も満たす必要があります。

(※1) 一級技士補:令和3年度からの新たな技術検定制度において、第1次試験に合格した者に与えられる称号です。(令和3年度以降の検定が対象です。)

参考:主任技術者要件

<ul style="list-style-type: none">○一級国家資格者<ul style="list-style-type: none">・一級施工管理技士・一級建築士・技術士	<ul style="list-style-type: none">○二級国家資格者<ul style="list-style-type: none">・二級施工管理技士・二級建築士 等	<ul style="list-style-type: none">○実務経験者<ul style="list-style-type: none">・大卒(指定学科)後3年以上の実務経験・高卒(指定学科)後5年以上の実務経験・10年以上の実務経験 等
---	--	---

② 監理技術者要件を満たす者

- 実務経験者(指定建設業(※2)を除く。)
- 国土交通大臣特別認定者

(※2) 指定建設業:土木一式、建築一式、舗装、鋼構造物、管、電気、造園の7業種

【確認資料】

① 主任技術者要件となる資格を有し、一級技士補である者

次の資料をいずれも提出してください。

- 第一次検定の合格を証明する書面の写し(合格証明書や合格通知書 等)
- 主任技術者要件を満たしていることが確認できる資料

例:合格証明書写し、登録証の写し、実務経験証明書の写し(建設業法施行規則様式第9号)

② 監理技術者要件を満たす者

◆ 監理技術者資格者証が交付されている場合

- 監理技術者資格者証(表面)の写し

◆ 監理技術者資格者証が交付されていない場合

- 実務経験者(指定建設業を除く)は、次の確認資料を提出してください。
 - ・ 実務経験証明書の写し(建設業法施行規則様式第9号)
 - ・ 指導監督的実務経験証明書の写し(建設業法施行規則様式第10号)
 - ・ 卒業証明書の写し
- 国土交通大臣認定者は、認定証の写しを提出してください。